

水洗便所改造資金融資あっせん利子補給制度

公共下水道接続のため宅内排水設備工事をしようとする方へ、金融機関への融資あっせんを行っております。市所定の手続きを行ったうえで、金融機関から融資を受けられた場合は、元金にかかる利子分は市が補給いたします。

融資あっせん限度額(千円未満切り捨て)

汲み取り式トイレを改造し、公共下水道に接続する場合

10万円以上60万円以内

浄化槽式トイレを改造し、公共下水道に接続する場合

10万円以上40万円以内

取り扱い金融機関(市内の支店)

- ・千葉銀行
- ・京葉銀行(南柏支店)
- ・とうかつ中央農業協同組合
- ・東京ベイ信用金庫

融資あっせん対象者

- ・市税並びに公共下水道に係る使用料及び受益者負担金を滞納していない者
- ・工事施工のための資金の調達が困難であり、償還能力を有する者

※融資条件は金融機関の融資規定に基づきますので、審査の結果により資金が借入できない場合があります。

詳しいお問い合わせは上下水道局 下水道建設課 管理係(04-7150-6097)まで